

平成 28 年 第 2 回相楽東部広域連合議会定例会

日時 平成 28 年 7 月 7 日 (木)

9 : 30~12 : 09

～速記録～

◎議長 (畑 武志)

皆さん、おはようございます。議員の皆様方には公務ご多忙の中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。本定例会に付議されました案件について、よろしくご審議いただくとともに、議会運営に格別のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。本日、裁判等に係る説明要員といたしまして波多野環境課指導員を招致しておりますので、よろしくお願いをいたします。会議に先立ち、新しく参与に就任されました方々を紹介いたします。山村幸裕君、よろしくお願いします。

◎参与 (山村 幸裕)

南山城村の副村長として 4 月 6 日付で就任をいたしました。微力でございますが、よろしくお願いしたいと思います。

◎議長 (畑 武志)

引き続きまして、職員の異動がありましたので、ご紹介いたします。教育次長、竹谷秀俊君。

◎教育次長 (竹谷 秀俊)

4 月 1 日付で教育次長を拝命いたしました竹谷秀俊と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議長 (畑 武志)

学校教育課長、竹谷正則君。

◎学校教育課長 (竹谷 正則)

和東町から派遣されました竹谷正則と申します。よろしくお願いいたします。

◎議長 (畑 武志)

笠置児童館長、西中 義博君。

◎笠置児童館長 (西中 義博)

おはようございます。笠置町役場から派遣されました西中です。よろしくお願いいたします。

◎議長（畑 武志）

議会事務局書記、井上浩樹君。

◎議会事務局書記（井上 浩樹）

総務課の井上でございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（畑 武志）

以上で、よろしくお願いいたします。それでは、ただいまから、平成 28 年第 2 回相楽東部広域連合議会定例会を開会いたします。最初に広域連合長挨拶。

◎広域連合長（堀 忠雄）

議員の皆さん、おはようございます。本日は平成 28 年第 2 回相楽東部広域連合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、何かとご多用の中、ご出席をいただき、まことにありがたき厚くお礼を申し上げます。さて、本年度の取組の一つといたしまして、相楽東部地域における広域行政のあり方について検討を開始したところであります。内容につきましては、改めてご報告をさせていただきたいと考えております。また、平成 30 年度以降のごみ処理につきましては、現在ご検討をいただいているところではありますが、そこにもかかわっていきます「テールアルメ擁壁及び周辺土地の変状による損害賠償請求控訴事件」は、大阪高等裁判所において、去る 4 月 26 日に第 10 回口頭弁論期日が開廷されたところでもあります。この中で、裁判所から本件変状の予見可能性と施工不良の因果関係について、専門家の意見による裏づけの主張が求められました。当方といたしましては、この点についてこれまでから主張立証を展開しており、それが認められたからこそ一審の認容判決があったと考えております。しかしながら裁判所の訴訟指揮状況から、当方弁護団は「裁判所の指示に合わせた意見書の提出は、当方の主張を控訴審でも認めていただくために必要不可欠と言わざるを得ない。」との意見でありました。このため、これまで意見等をいただいております神戸大学の澁谷教授に再度意見書の策定をお願いすることとし、それに必要な費用を当定例会に予算計上いたしました。本定例会におきましては予算案が 2 件、条例の一部改正案が 1 件と同意案件が 1 件、ご審議をお願い申し上げます。諸議案の内容につきましては、後ほどご説明させていただきたいと存じますので、何とぞよろしくご審議くださいませ、ご議決をいただきますようお願い申し上げます。簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。本日は本当にどうもご苦労さまでございます。ありがとうございます。

◎議長（畑 武志）

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。日程第1、「議席の指定」を行います。議席はただいまご着席の議席といたします。日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会、会議録署名議員は会議規則第121条の規定によって、「9番 奥森 由治議員」及び「10番 廣尾 正男議員」の指名を行います。日程第3、「会期の決定の件」を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日の1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[異議なしの声]

◎議長（畑 武志）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日の1日間に決定いたしました。日程第4、閉会中の委員会調査報告を求めます。初めに総務厚生常任委員長、廣尾正男議員。

◎10番（廣尾 正男）

皆さん、おはようございます。廣尾でございます。総務厚生常任委員会からの報告を行います。本委員会は、6月24日午後1時30分から和東町体験交流センター会議室において開催しました。まず、平成28年度事務事業の進捗状況についてとして、初めに総務課及び環境課が所管する事業の5月末時点での予算執行状況の説明がありました。続いて、テールアルメ裁判の経過について説明を受けました。当裁判については、去る4月26日の第10回口頭弁論において、裁判所から滑りの発生の予見可能性及び施工不良と変状の因果関係について主張するように求められ、控訴審においても第一審と同様に連合側の主張が認められるためにきちんと対応する必要があることから、これまでからお世話になっている神戸大学の澁谷教授に意見書の作成などを依頼しているとのことでした。委員からは、裁判が長期化している理由や第一審で提出した資料に加えて追加の資料が必要なのかなどの質問がなされました。次に、平成28年第2回相楽東部広域連合議会定例会の概要として、平成27年度当初予算第3号専決、相楽東部広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に係る議案。平成28年度補正予算第1号（案）及び監査委員の選任同意に係る議案について、それぞれ説明がありました。委員からは行政不服審査会委員を発足しているものか、もし、まだあれば早く決める必要があるのではないかなどの質問がなされました。最後にクリーンセンターの迂回路改修工事や汚水対策工事の実施状況などについて、現地調査を行いました。以上で、6月24日に実施した総務厚生常任委員会の報告を終わります。

◎議長（畑 武志）

続きまして、文教常任委員長 竹内 きみ代議員。

◎1番（竹内 きみ代）

皆さん、おはようございます。竹内でございます。文教常任委員会からの報告を行います。本委員会は、6月24日午前9時30分から和束町体験交流センター会議室において開催しました。まず、平成28年度の事務事業の進捗状況として、初めに笠置児童館長・各課長から5月末時点での予算の執行状況の報告を受け、その後、質疑応答を行いました。その中で、各委員から、各学校の空調設備工事や和束小学校の上下水道接続工事などについて質問が出されました。続いて、テールアルメ裁判の経過や今後の見通しについて報告を受けました。次に、平成28年第2回相楽東部広域連合議会定例会の概要として、平成27年度補正予算第3号専決、相楽東部広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に係る議案。平成28年度補正予算第1号（案）及び監査委員の選任同意に係る議案についてそれぞれ説明がありました。委員からは平成28年度補正予算第1号（案）において、図書・オンラインシステムの概要、必要性やスクールバス運行事業についての質問が出されました。以上で、文教常任委員会の報告とさせていただきます。

◎議長（畑 武志）

以上で報告を終わります。日程第5、一般質問を行います。質問時間は30分以内ですので、質問及び答弁は簡潔明瞭にしてください。一般質問は通告制ですので関連質問は許可いたしません。それでは8番議員、石田春子議員の発言を許可いたします。

◎8番（石田 春子）

皆さん、おはようございます。石田です。2点ほど質問させていただきます。1点目は、豊かな心を育む教育、放課後児童クラブや京のまなび教育などで小学生に対して適切な遊びや、生活の場を提供し児童の育成を図っておられると思いますが、現状はどうか。2点目に、ICT教育の推進、児童生徒の学習意欲を引き出し、21世紀を生きる子どもたちに求められる創造力や表現力などを養うため、小中学校の授業で電子黒板やデジタル教材を活用されているのか。その2点、お聞きします。

◎議長（畑 武志）

西本教育長、答弁。

◎教育長（西本 吉生）

おはようございます。よろしく申し上げます。石田議員の一般質問にお答えします。1つ目、「豊かな心を育む教育」というテーマをいただきました。まずは、保護者の就労等による家庭が留守状態にある児童を対象とした、いわゆる学童保育についてですが、各町村の児童クラブ担当課に問い合わせたところ現状は次のようでした。笠置町、放課後児童ク

ラブは4名、和束児童クラブは41名の児童を受け入れています。また、南山城児童クラブは2カ所で開設されており、合わせて49名の児童が通っております。活動内容としましては、いずれも指導員のもとに宿題をしたり、ボール遊びや絵画・工作に取り組んだり、レクリエーションなどの自主活動も行っております。夏休み期間中には紙芝居や手話、食事会などを催している児童クラブもあると聞いております。子どもたちは集団生活を通して健やかな体と豊かな心を育てています。次に、教育委員会が取り組んでおります「京のまなび教室推進事業」について報告いたします。本事業は京都府の支援を受けながら3町村ごとに活動しています。放課後や休日等における子どもたちの安心・安全な居場所づくりに努めるとともに、体験活動・学習活動・次世代交流等を通して、豊かな心を育てようというものです。和束町ではあそび塾と称して、原則第2・第4土曜日にスポーツ推進委員さんの指導のもと遊び・スポーツ・体験活動を実施しております。ちなみに昨年度は紙飛行機の製作・清掃活動・餅つき・ウオークラリーなどに取り組みました。南山城村では、Y a !まなびc l u bを開設しています。水曜日及び休日に、学習・スポーツ・体験活動・地元行事への参加など年間30回程度実施しております。インドアホッケー・ドッジビー・将棋・オセロ・パンづくりなどは大変好評でした。笠置町ですが、笠置は笠置まなび塾です。水曜・土曜日に年間約60日間開催しています。コーディネーターや教育活動サポーターの皆さんにお世話になり、ここでも、能の鑑賞・蛍の観賞・陶芸やちぎり絵の教室・カヌー体験・そば打ち体験など地域に密着したユニークな取組を展開しております。学び教室はそれぞれ独自の取組のほか、3町村の交流も行っております。このように青少年の教育の主たる事業である京のまなび教室推進事業は子どもの居場所づくり、体験活動、地域の人とのふれあいなど、教育効果は極めて大きなものがあります。連合教育委員会としましては、管内の課題である質の高い学力と豊かな人間性を育むためにも本事業を一層充実させていきたいと考えております。2つ目のご質問、ICT教育についてお答えします。ご承知のとおりICT教育とは情報通信に関する技術の利用・活用を教育の一環として取り入れて高度情報化に対応していこうというものです。まずは、ICT活用の狙いとすることです。高度情報化の進展に伴い、ICTの利活用は時代を超えて広がっております。とりわけ、スマートフォン・タブレット等は若い世代に大いに利用されているところです。パソコンを初めこれらICT機器を学校教育に積極的に取り入れて、教科の学習目標を達成するために活用しようというものです。具体的にはICT等を活用した学習支援教材によって、基礎・基本の定着を図ること。また、タブレット端末等のICT機器を活用した双方向型の学習によって子どもの学習意欲を高めることなどです。連合教育委員会におきましても、平成25年度には小・中学校情報教育担当者と教育委員会で構成する情報教育推進会議を立ち上げて現状の課題と今後の方向性について随時検討してきました。これに基づき、平成27年度には各校のコンピュータ教室の更新を実施したところです。さてICT機器の整備状況ですが、電子黒板につきましては液晶一体型・簡易型等各校に一、二台入っております。タブレットは3校にて整備されました。またデジタル教材としては、

本年度、笠置中学校と和東中学校でデジタル教科書を購入して活用しております。今後はネットワークの環境整備が必要とされており、電子黒板の増設や書画カメラの設置等につきましても、各校からの要望を踏まえ財政当局とも協議しつつ、その充実に向けて努めてまいりたいと思います。ご理解、ご協力のほどよろしく申し上げます。

◎議長（畑 武志）

8番、石田春子議員。

◎8番（石田 春子）

8番、石田です。笠置町にしてもどこにしても、スマイルセンターがございます。その方へは全然、教育長は行ってくれないのですか。

◎議長（畑 武志）

西本教育長。

◎教育長（西本 吉生）

私は顔を出してませんが、次長と課長は顔を出してます。また、私も行きたいと思えます。

◎議長（畑 武志）

8番、石田春子議員。

◎8番（石田 春子）

行って欲しかったら、それでよろしいねんけど。ちょっとこの前も余計なこと、言うことは要らないねんけど、それは福祉関係の問題だからということを知りましたが、やっぱり、児童としては教育委員会にのぞいていただかないと困りますので、もっとほかのことも知りましたが、それは伏せておきますけども、とにかく、教育長は何度かのぞいていただいていますねんね。

◎議長（畑 武志）

西本教育長、答弁。

◎教育長（西本 吉生）

連合の子どもたちには変わりありませんので、ここは管轄やとかここは福祉でここは教育じゃなくて、要は子どもの健全育成ということにつきましては、教育委員会も全面的に考えていきたいと思っております。

◎議長（畑 武志）

8番、石田春子議員。

◎8番（石田 春子）

それでは、1番の方は結構です。2番目のデジタル教材に対しては南山城には買ってないと今聞きましたんやけど、それはなくてもいけてるのですか。南山城村は。

◎議長（畑 武志）

竹谷学校教育課長。

◎学校教育課長（竹谷 正則）

南山城小学校ですけれども、プロジェクター型の電子黒板が導入されております。以上です。

◎議長（畑 武志）

8番、石田春子議員。

◎8番（石田 春子）

電子黒板のことはあれだけど、デジタル教育ということで教材の方はというて聞いて、南山城はないとかおっしゃったので、そのことをちょっと聞いています。

◎議長（畑 武志）

竹谷学校教育課長。

◎学校教育課長（竹谷 正則）

失礼いたしました。今年度に関しましては、2中学校にデジタル教科書の導入を予定しております。既に導入していただいております。今後デジタル教科書につきましては、学校の要望をお聞きして、それで調整しながら財政サイドとも調整を図り、導入を進めていきたいと思っております。以上です。

◎議長（畑 武志）

8番、石田春子議員。これにて、石田春子議員の質問を終わります。続きまして、6番、鈴木かほる議員の発言を許可いたします。

◎6番（鈴木 かほる）

6番、鈴木かほるです。議長の許可をいただきましたので、発言させていただきます。質問は3点あります。1つ目、その前に字が間違っていましたので、訂正させていただきます。1つ目のところの真ん中あたりに給食を教育の一環としての貫が違っています。これは環境の環に変えてください。すみません。失礼します。重さの1貫、2貫の貫ではありません。すみません。まず、1つ目、若者の子育て支援のために、高齢化と人口減少が進むこの3町村ですが、特に子育て世代の減少は村の将来にとっても大きな不安です。思い切った施策があってこそ若者も定着すると思います。憲法26条には、義務教育は無償とするとあります。学校教育法では給食を教育の一環としてとらえています。学校給食費から修学旅行費をはじめ教材費や学級費・PTA会費など保護者の負担になっています。若者の子育て支援のためにぜひ次のことを提案し、教育長の方針を問いたいと思います。1つ目、保護者負担軽減のために計画・検討されていることはありますか。2つ目、教育の一環として給食費の無償化・軽減を進めるべきだと思いますが、どう考えていますか。3つ目、発足時は全額補助されていた修学旅行費を軽減すべきだと思うが、どうでしょうか。2つ目、誰もが使えるトイレについて、私は村にいますので、村の例で話したいと思います。笠置中学校で生徒が学ぶ場としてのトイレですが、昔のままの和式トイレしかありません。トイレの洋式化、それからバリアフリー化を進めるべきではありませんか。また、村の避難場所にも指定されているので、高齢者や障がい者も使える多機能トイレを早急に設置すべきではありませんか。3つ目、空調設備について、年々、夏の気温上昇で過ごしにくい学校環境となっています。1つ、笠置中学校に今年設置されるエアコン、夏休み中の工事でなく時期を早めることはできませんか。ちょっとこれはもう今言っても遅いので置きます。2つ目、南山城小学校については来年度という予定なのですが、風通しの悪いガラス張りの温室のような校舎です。児童の学習によい環境とは思えません。来年度予定されているそうですが、どのような設計計画になっていますか。これもできたら、予算を今年度中につけて、そして、春休みに工事をするという、来年の夏には使えるようなことはできませんかという、その3点です。以上、質問を終わります。あとはまた、あちらでしたいと思います。

◎議長（畑 武志）

西本教育長、答弁。

◎教育長（西本 吉生）

鈴木議員の一般質問にお答えします。1つ目の、「若者の子育て支援のためにについて」です。人口急減と超高齢化が進み、いわゆる地方創生が叫ばれる中、とりわけ子育て世代の不安を取り除くべく、その方策の一環として、保護者負担の軽減は大事な視点であると認識をしております。保護者負担の軽減についてですが、連合の教育の重点に家庭の経済的な理由で子どもの学習機会が損なわれることのないよう、児童・生徒の学びと生活の支援



及び就・修学等を支援するための援護制度の周知徹底という項目を掲げて取り組んでいるところ。現代的課題の1つである子どもの貧困対策の一環としても大事にしています。軽減の具体策としましては、例えば次のことに取り組んでいます。まずは、ワークやドリルなどの補助教材に係る経費の節減です。購入に際しましては、徹底的に精選して必要最小限にとどめること。そのためにも担任によるテストやワーク類の手づくりを進めているところ。もちろん、個人に還元しないものは、公費の教育振興費で賄うということはいうまでもありません。さらに、校外学習等にはスクールバスや公用車を活用すること、社会見学や修学旅行に係る費用の検討、中学校柔道着の公費購入方式への統一、同じく中学校ですが、英語検定の公費負担などにも取り組んでいます。給食費につきましては、学校給食法第11条において、また、これを受けた連合の学校給食センター給食費に関する規則の中で保護者負担にするという旨を規定しております。保護者のご理解をいただいて努めているところ。府内には学校給食を無償としている町もあります。これは町の単独事業として、例えば子育て支援や定住促進対策の一環として実施されているもので、教育委員会の教育施策ではないことをご理解いただきたく思います。最後に修学旅行費補助の現状ですが、教育委員会要綱に基づきまして、小学校では実費の50%、中学校で実費の34%を補助しております。これらの補助率は山城管内の状況と比較しても同率またはそれ以上となっており、補助金を廃止される自治体がある中、できる限りの保護者の負担軽減に努めているところ。以上、子育て支援につきましては、今後も社会教育におけるさまざまな事業とともに学校教育における生活支援に努めていきたいと考えております。2つ目の質問、「誰もが使えるトイレについて」です。まず、管内小・中学校のトイレの現状です。トイレ全体に対する洋式トイレの割合は笠置小学校 11.1%、和東小 24.4%、南山城小 88.7%、和東中 38.1%、笠置中 13.8%となっております。また、多目的トイレは笠置中以外の4校に各1器設置されています。笠置中学校の現状ですが、和式が22器で洋式は4器、洋式ポータブルを2器備えています。多目的トイレはありません。学校施設は児童・生徒が一日の大半を過ごす学習生活の場であることから適切な環境を保つことが重要です。しかし、既存の学校施設は昭和40年代から50年代に建築されたものが多くその老朽化が課題となっています。特に学校トイレについては他の施設と比べて相対的に整備が遅れています。改善を図る必要があると認識しています。連合教育委員会におけるハード事業の方ですが、各校の耐震工事に続いて現在、空調設備の整備にかかっています。この空調設備の整備、ハード面の事業としてその1つにこれが終わった後に、多目的トイレを含めたトイレの改修ということも考えておるところです。各町村と相談しながら計画的に進めていきたいと思っております。3つ目の質問、空調設備についてです。笠置中学校の方につきましては、先日の文教常任委員会においても説明させていただいたところ。安心・安全の確保の点から夏休みに工事に入ることになっております。具体的には、7月21日から工事に入り、お盆の期間も工事を続けて8月中には工事終了の予定となっております。ご理解、ご了承のほどよろしくお願ひします。次に、南山城小学校の空調設備計画に

ついでです。事業計画としましては、今年度設計業務を発注し、来年度、設備工事を行う予定としております。設計業務では現地調査を行い、現場条件等に配慮し、効果的・効率的に温度調整ができるよう設計を行うこととなります。ただ、南山城小学校の校舎は特殊なつくりとなっています。そのために、通常の教室における設置のようにはいかないことも考えられます。児童の安全と学習の確保という視点からも工事は29年度以降、長期休業期間になっていることをご理解いただけたらと思います。以上です。

◎議長（畑 武志）

6番、鈴木かほる議員。

◎6番（鈴木 かほる）

まず、給食費についてです。給食費は学校教育法に定められた範囲の中で村でも努力しているということは、現場のというか次長さんたちの話も聞かせてもらって、私も承知しています。でも、実際に今全国で調査しましたら、122の自治体で給食費に対する補助というかそれがされているのです。中には44の自治体で全面的に無償ということが全国ではされています。それがいつごろからかということですが、2011年の段階では、11の自治体だったんです。全額給食費無償をやっているのが。それが、2015年、16年、13年、14年もこの二、三年の間で4倍に増えているんです。全国的にやっぱりこういうことが進んでいるという証だと思うのです。具体的にどこの町村でやっているかということもつかんていますが、特に特徴的なのが小さな村でそういう給食費の補助とか無償化がよく進んでいるということなんです。結局、少子化対策とかそういうことで、どこの町村も同じだと思うのですけど、思いは。少しでも若者にいてもらえるように人口が増えるようにという、それでされていることだと思うのです。先日、村の議会でもこのことは言いました。でも、その村議会では、この学校の給食のことは、いったら連合の範疇になることだからということで、特に私は言いましたけども特に議題にのせるというか、それについての村からの答弁はいただけませんでした。ここへ来たら、ここではどう言われたかといったら府内にもあると、伊根町のことを言うてるのだと思うのですけども、全額、去年からやっていますね。それについては、子育て支援とか定住対策でやっているから教育委員会の範疇ではないと、じゃあ、私は一体どこで言えばいいんですかと思うのです。村の、村は村でそれは教育委員会の話やと言ひ、ここはここでそれは定住対策の話やと言われたらね、じゃあ村の、村のというか東部3町村の子どもたちの給食費の話はどこですればいいんですかと、私は思います。次に2つ目、トイレの話です。これについても同じです。やっぱり、村のときには避難場所として大事じゃないですかと。特に南山城村は、高いところにある建物というのは、やっぱり中学校とか小学校とかの建物になってくるんです。本郷のあたりは、川が増水したら危ないようなところが村の避難場所になっていますから、やっぱり安全なちょっと高いところといったら学校の建物になってくることが多いと思うのです。そんな

ときに、村はさっきと同じで、これは教育委員会にかかわることやという返事も大きかったんです。だから、避難場所としてどうですかという話はしたんですけども、だから、やっぱり、どこかで、子どもたちが毎日暮らしている学校のことについて真剣に考えてほしいなと思います。中学校は村の総務委員会でもみんなで現地視察に行きました。中学校のトイレを全部見せてもらいました。校舎そのものが、非常に段差が多くて、足元を見てゆっくり歩かないと危ないような避難場所としてどうかなと思うような場所です。もちろん、多目的のトイレはありません。けがをしたらどうするんですかって、けがをした子なんかも出るでしょうというたら、ポータブルを置いてますって、確かに校舎の2階のところには、トイレの突きあたりにポータブルの、簡易の何かプラスチックのああいうものがこう幾つか置いてありましたけども、あれは年ごろの中学生がね、あれを置いて、使えるかなと。恥ずかしい思いをするんじゃないかなと思うのです。それとここには書いてませんが、トイレの出入り口です。出入り口が外を通っている人から丸見えの構造です。だから、入り口にのれんがかかっています。今どきあんなのれんがかかっているの、和東の教育委員会のところで見たので、あら、一緒やと思って見たんですが、そういう、のれんがかかっているようなね。トイレの出入り口。そして女の子の方は西部劇に出てくるような、こんなボタンとこう、これぐらいの幅のね、はね扉というか、そういう扉です。やっぱり、年ごろの生徒が、ああいうトイレに行くのも恥ずかしい年ごろです。特に女の子は生理もあったりしますし、それが、ああいうこう出入りするのがためられるような入り口、そら、トイレの中でたむろすることはないと思いますよ。あんなトイレだったら。けども、もっと考えてほしいなと思います。それから空調については、小学校、設計は今年と聞いたのですが、誰に聞いたかちょっと忘れたんですけど、設計について、どう、どこで区切るんですかって聞いたんです。ああ、そこは教室の前にそのプレールームみたいなところがひっついてますね。一体どこで区切るんですかと、どの範囲に空調をするんですかと聞いたら、教室の出入り口のドアがあります。柱が、柱というか横にはりがあります。その上は行け行けです。その部分を塞ぐと。だから教室だけに空調をするというふうにその方はおっしゃったんです。学校関係者だったかな、ちょっと、ちまたの村の人にそんな話を聞くはずがないから、そういう関係者に聞いたんだと思うんですけど。それで思ったのは、それはいいんです。夏はいいんです。それ、こう、当然閉めないといくら冷やしても、上から全部空気が漏れてしまいますから、けど、冬はいいんですけど夏ね、今、あの校舎を見られた方がどれだけおられるか知りませんが、本当にこういうはね上げ式の窓です。ほとんど閉めてしもうてますし、もともと開くような構造にはなっていません。風通しが本当に悪いんです。ほんで、朝、お話の本を読みにいたりしたときなんか私、一番に窓を開けて回るんですけども、本当に風通しの悪い校舎です。それが、上を閉めてしまつたら、もっともって風通しが悪くなるから。だから、それも考えて、ちょっと設計してもらわないとあかんのじゃないかなと心配しています。すみません。以上です。

◎議長（畑 武志）

西本教育長。

◎教育長（西本 吉生）

給食費ですけど、当たり前のことですけど、学校給食そのものは教育活動の一環ですから、これはきちっと教育委員会で整理をしていくことです。給食費につきましては、うちは関係ありませんということではありませんので、教育委員会としてああする、こうするというのはできないから、だから、これからはいわゆる3町村と、教育委員会とそのあたりのことを踏まえて協議しながら進めていきたいと思っております。決して教育委員会はやらないとか、そういうことではありませんのでご理解いただきたいと思えます。トイレにつきましては、特に中学校、両中学校とも新しい学校は結構いけますからいいんですけど、やっぱり古い中学校につきましては、厳しい状況であるということはわかっておりますので。これにつきましては、先ほども答弁しましたように29、30年度ぐらいになりますか。とりあえず、空調設備の方が終わったら最優先として、一気に全部は無理だと思いません。少しずつでも、洋式化も含めて改善をしていきたいと思っております。南山城小学校の空調設備ですけど、おっしゃいましたようにかなり特色あるつくりになっているのは、これは我々も認識しておるところです。だから、どういう形で進めていったらいいのかについては、今も言いましたように、先ほども言いましたように、いわゆる設備設計のところ、こんな方法がいいんじゃないか、あるいはここはこうした方がいいんじゃないか、これから検討しながら進めていったらなと思っておりますので、ご理解よろしくお願ひします。以上です。

◎議長（畑 武志）

6番、鈴木かほる議員。

◎6番（鈴木 かほる）

ありがとうございます。本当に笠置の町長さんも給食費とか、そういう教材費とかを無償にしたいということを公約にして当選されたと聞いています。教育委員会だけで、予算がどうにかなる問題ではないということは私もわかっているつもりです。だから、どうか前向きに進めてくださるということで、ありがとうございます。それから、修学旅行費のことはもちろん、今、削っていったる自治体もあることも知っています。けど当初の理念からすると、やっぱりそれではなと思ひます。それから、担当者の方に聞きますと、いろんところで就学援助というか、そういう人たちに対しては負担がかからないようにやっていると聞いたんです。小学校で今年が12%ですか、中学校で17%というふうに、そういう援助というかしてくれてるお家があるというのは聞いてるんですけども、私としてはそういうところにしてしてくれてるのはうれしいんですけども、できれば全部の家庭に何か潤う

ような形の援助というか、軽減をしてもらえるというか、その検討をしていただけたらありがたいなと思います。それからトイレの件ですが、このトイレはやっぱり先ほども言いましたように、学校の生徒が使うだけじゃなくて、社会教育の場としても体育館は利用されていますし、それから、学校教育の場としても保護者の方から聞いたんですが、保護者面談で行って、体の不自由な方が、もう校舎の2階には上がれないから特別にもう、1階でやってもらったという、そういう保護者の声も聞きました。それから、運動会におばあちゃんを連れていったら、おじいちゃん、おばあちゃんを連れていったら、もうトイレに困ると。だから、できるだけ連れていくのを考えたり、連れていく時間帯を考えたりしてるんやという、そういう声も聞きましたので、ぜひ、みんなの使う場所としての学校ということで、対処していただきたいと思います。やっぱり、これは若い人たちの人口増加につながっていく大きな目玉になるようなそういう施策をぜひ進めていただきたいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

◎議長（畑 武志）

鈴木議員の一般質問を終わります。一般質問の途中ですが、ただいまから10時35分まで休憩いたします。

（休憩 10：18～10：35）

◎議長（畑 武志）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。4番、岡本正意議員。

◎4番（岡本 正意）

皆さん、おはようございます。和東町の岡本です。ただいまから、一般質問を行います。第一に子どもの成長を主眼にした部活動のあり方の改善・検討について伺います。この間、文部科学省は中学・高校での部活動の過熱化が成長期の子どもを苦しめ、教職員の多忙化を招いての実態を踏まえ、来年度を目途にガイドライン策定を計画していることを明らかにしました。その動きに関連し3点、教育長に伺います。1点目に、管内中学校の部活動の実態について直ちに把握いただきたいと思いますがいかがでしょうか。2点目に、教職員の勤務実態を正確に把握するためにタイムカードの導入を求めますがいかがでしょうか。3点目に、テスト期間を除き、休養日がない実態があれば現場とも話し合い早急に改善を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。答弁願います。第2に教育費負担の軽減について伺います。教育委員会では、子どもの貧困問題を方針に掲げられ、今年度から和東中学校の修学旅行を引き上げていただくなど努力いただいています。しかし、憲法26条が規定する義務教育は無償との状況からはほど遠い実態があり、引き続いての改善が強く求められます。今回は2点について教育次長に伺います。1点目に、教材費やテスト代、卒業

アルバム代等は教育上必要なもの、または教育の成果のまとめであり、本来は公費で負担すべきものと考えます。負担軽減とともに今後無償化を検討いただきたいと思います。2点目に、公費負担のない校外活動への補助実施とともに、これも無償化の検討を求めます。答弁を願います。最後に、和束町に伝えられる人形浄瑠璃の再興について、生涯学習課長に伺います。1点目に、府の有形民俗文化財として、石寺人形浄瑠璃用具と巽座人形浄瑠璃用具が指定されておりますが、現在どのように保管・保存されてるのでしょうか。2点目に、教育委員会として責任を持って保存・保管し、必要な修復等も行い、将来的に公開をしていくべきと考えますが、再興に向けた検討について答弁を求めたいと思います。以上です。お願いします。

◎議長（畑 武志）

西本教育長、答弁。

◎教育長（西本 吉生）

岡本議員の一般質問にお答えします。1つ目の、子どもの成長を主眼にした部活のあり方についてです。議員ご指摘のとおり、教員の長時間勤務の改善策を検討している文科省とスポ庁ですね、これも含めて先月、部活動に休養日を設けることなどを柱とした報告書をまとめました。その中で、部活動の実態を調査し、その結果に基づいて、具体的な休養日数を盛り込んだ指針を来年度内に定めるという方針を示しています。連合教育委員会では、通知を受けるまでもなく生徒の多様な体験の充実、健全な成長の促進の観点から、また、教員の勤務負担の軽減の観点から部活動の適正化について、学校現場への助言を行ってきました。まず、管内、中学校の部活の実態についてですが、学期ごとに教育委員会に報告するよう求めております。6月末に1学期の報告書が届きました。部活の体制としましては、けがや体調不良等に即応すべく各部とも複数の教員で指導にあたっています。日常の運営や指導について教員間で意見交換や情報共有を行うなど、組織としての活動も考慮しております。また、休養日の設定状況ですが、両中学校ともほとんどの部が毎週1日以上のお休みを設けています。土・日のうちどちらかは休んでいるということです。和束中学校では、特に土・日に活動している部もありますが、その場合は翌月曜日の活動は調整程度で済ませているということを知っております。次に、教職員の勤務時間管理における方策についてです。現状では管理職、とりわけ教頭による目視によって個々の教職員の退勤時間を確認しているところです。ただ、毎日、管理職が最終の退勤者とはならないので、当然万全な方策とは言えません。よって、教職員からの自己報告によって把握する方法もこれから考えてみようかと思っております。当面の間目視による確認・記録と教員からの自己報告を適切に組み合わせた方法で実施し、適宜課題等が出てきますので、立ちどまって改善策を講じていきたいと思っております。なお、議員ご指摘のタイムカードの導入ですが、学校現場にはなじまないのか山城管内でも入っているところはありません。I C

カードやタイムカードによる実態把握につきましては、今後検討していきたいと思っております。以上、現状では両中学校とも、テスト期間以外にも適宜部活の休養日を設定しております。今後も、各中学校において校長のリーダーシップの下にしっかりと休養日をつけるなどの取組が徹底されますよう教育委員会も指導と支援をしていきたいと考えております。ご理解ご協力、よろしく申し上げます。

◎議長（畑 武志）

竹谷教育次長、答弁。

◎教育次長（竹谷 秀俊）

岡本議員の2つ目のご質問にお答えいたします。最初に、教材費・テスト代・卒業アルバム代などの負担軽減・無償化についてです。教材費・テスト代・卒業アルバム代につきましては、現状保護者のご理解とご協力をいただく中で実費を負担していただいております。補助教材につきましては、先ほど教育長がお答えしましたように購入に際しては十分な精選を行うとともに、自作による対応なども含め保護者負担の一層の軽減を図るよう指導しているところです。卒業アルバムにつきましては、以前から一定の補助予算に取り組み、保護者負担の軽減に努めております。なお、教材費等の学用品費に係る保護者負担の軽減策として、別途就学援助制度を設けております。所得の状況にもよりますが、教材費等の一部を補助する制度でございます。引き続きこの制度を奨励してまいりたいと考えております。2つ目の、公費負担のない校外活動への補助実施・無償化の検討をとということでございますが、校外学習費につきましては、教育委員会要綱に基づき以前から一定の補助に取り組んでおり、スクールバスの有効活用もあわせて保護者負担の軽減に努めております。スクールバスの有効活用の事例としましては、例えば、南山城小学校の校外学習費は2年生の秋に京都市動物園、3年生の秋に東大寺、5年生秋には鈴鹿サーキットなどでスクールバスの活用により負担内容の主なものは入館料となるなど、保護者負担の軽減につながっております。また、和東中学校では、昨年度新たに購入したスクールバスを3年生の大阪方面への社会見学に活用しました。これにより、1人当たり約4,000円の保護者負担の軽減となりました。また、先ほどの教材費・テスト代・卒業アルバム代同様、校外活動に係る経費につきましても就学援助制度の対象となっております。引き続きこの制度の周知に努めてまいりたいと考えております。なお、教育費の負担軽減につきましては、連合教育委員会では毎年、次年度予算の編成にあたり補助金を上げるのか下げるのか、補助制度を続けるのか廃止するのかなどいろいろな角度から検討することとしております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

◎議長（畑 武志）

中嶋生涯学習課長、答弁。

◎生涯学習課長（中嶋 孝浩）

失礼いたします。岡本議員のご質問にお答えしたいと思います。まず、和束町の石寺及び巽座人形浄瑠璃の用具について、府指定の登録文化財に対する保管状況についてですが、ご質問のありましたそれぞれの保管状況につきましては、巽座の人形浄瑠璃の用具については、本来の所有者より借り受けまして、個人では保管が、管理が困難との申し出がありましたので、適切な保管管理を求め当時和束町の方にはそういった収蔵庫、そういった管理の環境が整っておりませんでしたので、京都府の山城郷土資料館の方に300点余りの用具を寄託し、管理を現在お願いしているところでございます。あと、同じく石寺の人形浄瑠璃については、現在所有者の方が4名存在しております。120点余りの人形浄瑠璃の用具があったと聞いております。現在もその方々が個人で、分散して保管管理をしておられる状況になっておりまして、その用具の状態が現在どのような状態になっているのかは不明となっております。次に連合文化財の方の保管管理の必要な修復についての方法とあと一般公開といったようなご質問でございますが、本件に関しては、本来所有者個人の財産となっておりますので、その所有者の文化財の取り扱いについては、その個人の財産が基本となりますので、その方々のご意向、承諾がまずもって保存修理の前提として必要になってくると思います。保存修理については、専門家の意見を踏まえた上で文化財の価値を維持しながら保存修理計画を検討する必要があります。こうした保存修理に多額な費用が発生すると考えられます。京都府の補助金、または、連合の文化財の保存事業の補助制度を活用してもなお、所有者に多くの負担を求めることになろうかと思います。このため、所有者の方が保存修理を望んでおられるか、保存修理後の文化財の活用をどのように望んでおられるのか、所有者の意向を伺いながらこうした保存修理についての手続検討を進める必要はあると考えますので、そういったところを調整しながら今後検討していきたいと思っております。次、民俗芸能の再興というお話でございます。民俗芸能は地域の文化的な趣向によって変化しながら受け継がれてきたものです。こうした民俗芸能は地元の大衆芸能として、その価値について、改めて見直されることはもとより、民俗芸能を地域で復活させようという機運の高揚、地域の人材育成が必要となります。巽座や石寺の人形浄瑠璃では、どのような演目であったか、公演を見た方や公演の内容を知る方もおらず、復活に向けての調査検討を行うには非常に困難をきわめることが予想されます。文化財として保存維持していくためには、それを受け継ぎ次代へ残すため、地域の文化財としての価値や文化財としての保存の必要性について、理解がまず必要であり、用具の修復方法を含め、復興についての検討は、現在の状況では時期尚早と考えます。今後こういったことを踏まえて、教育委員会としても支援をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長（畑 武志）



4番、岡本正議員。

◎4番（岡本 正意）

それでは、まず、部活動のあり方の関係についてですけども、一応、各学校から実態については報告いただいているというふうに伺いました。それで一つは、やはり教職員の方の勤務実態を正確に把握するという意味で、今後またいろんな自己報告も含めて検討したいという話でしたけども、一番はっきりするのはタイムカードと思うんです。教職員の学校現場になじまないというのは、何をもちょうどなじまないのかというのはちょっとよくわからないんですけど。今、教員の方もやはり教育労働者ですから、自分たちの勤務をちゃんと正確把握するとか記録するというのは当然のことだと思うんです。今、ちまたではブラック企業などというふうな話も言われておりますけども、現状でいいますとそれに近いものが、やはり残念ながらあると思うのです。ですから、そういう点では、はっきりさせるという点ではタイムカードの導入というのは、今後検討するとは言われましたけども、そこをちゃんとやっていくということが、まず大事じゃないかというふうに思いますので、そこをもう一度お聞きしたいと思います。それともう一点は、各中学校の子どもたちのクラブ活動の実態については一応休養日は設けられているという話ですけども、例えばこれ、学校からいただいた練習日程を見ても、特にバスケット部ですね、和東中の場合は、男子でいいますと5月21日以降の分を見ても、5月28日にオフの日があります。あとは6月11日に、土曜教育の日に、これは新茶会があった関係でオフになっておりますけども、登校はしてるわけです、登校というか学校活動はしてるわけです。完全に休養してるという意味では1日しかないんです。そういう意味では大変、全くないわけじゃないけれどもタイトな活動をしてるというのは見られると思うんです。ですから、そういった意味でも今、文科省が考えてる部分での方向を考えましても現状自身がやはり大変そういう余裕のない活動になってるというのは明らかだと思いますので、そこは直ちに現場とも協議していただいて、改善できる部分は改善していただきたいと思うんですが、その辺はいかがですか。

◎議長（畑 武志）

西本教育長。

◎教育長（西本 吉生）

タイムカードの件ですが、学校にはなじまないのではないかと私は思っています。といいますのも、学校現場で教職員の方から、ぜひタイムカードをという話は私自身も聞いたことがありません。求められたこともありません。実際に府立学校、府立高校ですか、1校か2校タイムカードを数年前に入れたというのは聞いたことがありますが、それが広がったというふうにも聞いておりません。その後どうなったか。これは定かな情報ではない

のですけど。ただ、先ほど申しましたように、勤務時間の確認ですね、そういう意味からだけじゃなくていろんなことも含めて、タイムカード・ICカードも含めて今後やっぱり検討はしていかなければと思ってます。そこをご理解ください。それから、和東中学校のバスケット部ですが、男女とも2週間続いてとかいうことは聞いております。先ほども言いましたように、その土・日でやったところ、次の月曜日については軽い調整とか、あるいは土・日も家の用事とか体調不良等は当然休んでいるわけですので、ここにつきましては、文科省も言ってますように週1回から2回ということ为原则に、これからも言ってくると思いますので、それも含めて学校と協議しながらやっていきたいと思っております。以上です。

◎議長（畑 武志）

4番、岡本正意義員。

◎4番（岡本 正意）

いわゆる現場の方からタイムカードを導入してほしいという声が出ないとか、これはある意味、教育現場の異常だと思うんです。本来、そんなタイムカードも押さないでやってるなんてほとんどないです。普通、民間とか行っても。役場でも押してるわけですから。だから、それまでは、そういうこと自身が異常と思わないとか、おかしいと思わないというところにちょっと、世間と教育現場とのずれが私、あるんじゃないかなというふうに思うんですよね。学校独特のしきたりとかいうか、これまでのいろんな慣習とかいうか、いうのが先生方をちょっと縛ってるんじゃないかなと思うんですけども、やはり、そこは正確につかむという点では一番合理的ではっきりするわけですから、ぜひ早期に検討いただきたいと思います。次に、教育費の負担の関係ですけども、いろいろと努力いただいていることは感謝したいと思うんですけども、特に言いたいのはやはり、いわゆる小学校での市販のテストですね、ありますね。国語270円とかそういうものがありますけども。あとアルバム代というのが私、なぜ保護者負担になるのかよくわからないんです。なぜそれが保護者負担にならずにちゃいけないのかというのが。テストというのは、学校が子どもたちの到達状況を把握するために行っているものですから、いわゆるそれを保護者がこう買っているというね。テストを買っているような状況はとても変だと思うんです。学校が必要としてやっているわけですから、それはやはり学校がちゃんと負担すべきものだと思うんです。それから、卒業アルバムというのも基本的に6年間だったら6年間、3年間だったら3年間の教育活動の成果であるとか、また思い出であるとかいうものをまとめた、学校がですよ。そういうものを結果として保護者に子どもに買わせてるという、いうのはこれもやはりちょっと変だと思うんですよ。思い出も買わなくちゃいけないというような、まあありますよね。そういう意味ではやはり、本来贈呈するべきものであって、そういうものは。ですので、やはりそこはテスト代にしても、それから卒業アルバム代にしても、

公費でちゃんと賄うべきものだというふうに思いますので。そこちょっと、検討いただきたいと思うんですけど。その辺はいかがですか、次長。

◎議長（畑 武志）

西本教育長。

◎教育長（西本 吉生）

テスト類と、確かにワーク類補助教材ですね。これまた、若干違います。おっしゃるように、テストというのはいわゆる教育評価をやるものですから。だから一番いいのは教職員、担任が授業でやります、狙いがあります。一番いいのは、自分でテストをつくるというのが一番だと思っております。私らのころはずっとそれをしてきたわけですけど、ただ、今はやっぱり、教職員も多忙と思われまますので、なかなか自分でテストがつかれないというのが現状です。もちろん、中学校の方はつくってくれております。だから、可能な範囲でテストについては自作も含めて、一緒に考えていけたらなというのがこれ、一つです。それからアルバムの方ですけど、これは議員の方からはまとめやから、ただこれはどうでしょうか。学校から必ず児童・生徒も含めて親に買いなさいとかいうものでもないと思います。これは教材でも何でもないわけですからね。そのあたりは先ほども言いましたテスト・ワーク、今までしたアルバムですね。それもまた、一緒に考えていったらあかんと思いますので、これからもできるだけ整理しながらやっていきたいと思っております。以上です。

◎議長（畑 武志）

4番、岡本正意議員。

◎4番（岡本 正意）

アルバム代は別に、買わなくてはいけないものじゃないって言われますけどね。実際、諸費の中でずっと、あれは実際に結局は引かれていくわけです。買うも買わないも初めから問われてないですから。買う前提でお金は引き落とされるわけですから、そこはやっぱり実態をちょっとよくご存じないと思うのです。実際それで買いませんかと、そういうやっぱり何かこうせちがらいというか、いうことではないと思うんです。そこはやはり、ぜひしっかり検討いただきたいと思います。最後に人形浄瑠璃の関係で伺いたいんですけども、私も京都資料館へ行かせてもらって実物とか見てきたんです。一応こういう形で写真をちょっと撮らせてもらって、あるなということを確認させてもらったんですけども、本当にこういうものが和東町にあるんだということで、それはそれですごく感銘を受けたんです。これもちゃんと残っていると、江戸時代からのものが。そういったものがやはりその、現在の人々の目にふれられてないというのが大変もったいないというか、これだけいろい

ろ地方創生だとかふるさととはどうか言われてる一方で、先ほど答弁にあったようにお金がないからしやあないですわみたいなことで大変、残念だなと思うんです。やはり、先ほど言われました、多分言われると思ったんですけどね。例えば和知町なんかは、きのうの新聞に載ってましたけど、いわゆる保存会があっけきょうPTAの京都府の指導者研修会で上演されると。それも和知中の生徒がね、という話が載ってました。これ大変すばらしいことだと思うんですけども、確かにそういう方がおられたらね、それはそれでいいことだと思うんだけど、やはり、ない状況の中で教育委員会が率先してそういったものの存在を知らせるであるとか、また必要に応じて公開するであるとか、そういうことなしにね、何かこう誰かやってくれませんかみたいなことでは埋もれる一方だと思うんですよ。郷土資料館にあると言ってもとにかく置いてもらってるだけです。実際の修復もされないし、言ったらどんどん劣化はしていくという物だと思うんです。ですからやはり、そういった点では教育委員会としてしっかり方針を持って一部であっても、例えば幾つかはちゃんと教育委員会が責任を持って、いつでも見られるように、公開できるように責任を持つであるとか、そういうことも含めて、やはり着手していくべきときじゃないかなと思うんです。時期尚早と言われたけど、じゃあ、いつやるんですかということですよ。いつがじゃあ適時だっていうかね、と思われてるのかということだと思うんです。今やっついていかないと、いつまでも埋もれていつか、誰も忘れてしまうということになると思うので、やはり教育委員会として郷土資料館とも最低限協議して、今、実際にこれがどういう状況にあるのかというぐらいは、さっき石寺の分も含めてどうなってるかわかりませんと言われたけどね。それはだめだと思うんです。最低でも現状を把握して、今後どういうふうにしていこうかという検討ぐらいは、やはり始めていってもらわないとあかんと思うので。そこをちょっと、今後の教育委員会として検討の方向だけちょっと答弁いただきたいと思いますが、いかがですか。

◎議長（畑 武志）

中嶋生涯学習課長。

◎生涯学習課長（中嶋 孝浩）

まず、石寺の保存状況ですが、保存指定当時とあとまた、この異座が山城資料館の方に保管管理を寄託のお願いをさせてもらった当時の状況で確認をとっております。石寺の方は指定された当時からも非常に保存状態が悪いという状態になっておりまして、いわゆるもう完全に、こう何ていうんですかね。生地とかがもういわゆる腐ったような状態になっているというような状況の写真も残っておりますし、確認もその当時しておいて、その関係で山城資料館と一緒に寄託をするというお話もちよっと声をかけさせていただいたんですが、やはり所有者の意志がかたく、そこについては自分らで管理をしたいというところがありましたので、それについてはちょっと現状、所有者の意向を踏まえて取り組んでお

りません。巽座の方については先ほども申し上げましたように、自分らのところが維持管理ができないということ。それとあと保存事業についても、なかなかこういったものは自分らではできない。もともとわりわいのほうで、個人でちょっとした例えば地域の何て言うんですかね、演劇芸能という中で取り組まれてたように調査では報告されております。そういったところも踏まえまして、岡本議員さんがおっしゃるように、こういった文化財があったという展示等については、巽座の所有者の方々にもう一度確認をとらせていただいて、展示することは可能かと思いますが、これをまた大きく復元してていうふうになってきますと、先ほども申し上げたようにいろんな財政的な支援も必要になりまして、いろいろハードルも高くなりますので。その辺については、岡本議員さんのご要望のあったような話については今後検討していきたいなと思っておりますので、文化財保護委員さん等の意見なども踏まえまして、検討を進めていけたらなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

◎議長（畑 武志）

これにて、岡本正意議員の一般質問を終わります。日程第6、承認第1号専決処分の承認を求めることについて、平成27年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号専決）の件についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。広域連合長。

◎広域連合長（堀 忠雄）

承認第1号の提案理由を申し上げます。地方債及び府支出金の決定や歳出の精査に伴い予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（畑 武志）

続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

◎総務課長（由本 好史）

失礼いたします。それでは承認第1号専決処分の承認を求めることについて、平成27年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第3号専決について主な概要を説明させていただきます。今回、地方債及び府支出金の決定や歳出の精査によりまして補正を行っております。予算書の1ページと資料の1ページをご覧くださいと思います。この第3号専決補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,350万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ8億2,253万5,000円としたものでございます。第2条では、地方債の補正でございます。予算書の6ページをご覧くださいと思います。980万円の減額で、補正後は7,030万円となっております。それでは歳入、予算書の12ページ

と資料の2ページをご覧いただきたいと思います。負担金で2,126万6,000円の減額、分担金で1,063万6,000円の減額。各町村に合計で3,190万2,000円をお返しするというものでございます。今回、歳入では、一般廃棄物処理手数料が200万円の増額になったことや、歳出では精査によりまして、4,350万4,000円の減額となったことで分担金及び負担金が減額になったものでございます。次に使用料及び手数料、資料の3ページをご覧いただきたいと思います。手数料で200万円の増額、これにつきましては高山ダムの流木や府道沿いの刈草等、事業系一般廃棄物の搬入が増加したことによるものでございます。次に、府支出金、補助金額の確定によりまして、382万2,000円の減額補正をしております。主に、未来づくり交付金が392万2,000円の減額となっております。未来づくり交付金につきましては、申請をしておりましたが、交付金決定額が減ったことによるものでございます。次に、予算書の14ページをご覧いただきたいと思います。連合債、980万円の減額となっております。起債対象事業費が減額となったことによるものでございます。次に、歳出、経費節減や請負減など精査をいたしまして、不用額を減額しております。大きく減額をした項目につきましては概要を説明させていただきますので、よろしく願いいたします。予算書の16ページと資料の4ページをご覧いただきたいと思います。2款総務費、1項総務管理費で63万7,000円の減、実績に基づきまして減額をしております。2目文書広報費の需用費につきましては、印刷製本費で15万1,000円の減、広報紙が印刷業者の見積もり合わせによりまして、単価が下がったため減額となっております。次に、予算書の18ページ、資料の6ページをご覧いただきたいと思います。4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費で796万1,000円の減額となっております。特に電気料金の大幅な値上げを見込んでおりましたが、光熱水費で339万7,000円の減額となっております。特定財源といたしまして一般廃棄物処理手数料で200万円とプレス品の売払収入で2万円の増額をしておるものでございます。次に、予算書の20ページをご覧いただきたいと思います。5款教育費、1項教育総務費、2目事務局費で439万9,000円の減額。主に教育委員会に派遣されております職員の人件費返還分でございます。次に、予算書の22ページと資料の7ページ、8ページをご覧いただきたいと思います。5款教育費、2項小学校費、1目笠置小学校管理費で168万6,000円の減額をしております。主なものといたしましては、小学校体育館天井改修工事。これにつきましては入札差金でございます。特定財源といたしまして、未来づくり交付金が127万8,000円減額と地方債が60万円の減額となっております。次に、2目和東小学校管理費で425万1,000円の減額をしております。スクールバス運行事業費で318万8,000円の減額、資料の9ページにございますスクールバス購入費が入札差金となったことが主なものでございます。特定財源といたしまして未来づくり交付金が18万2,000円減額、地方債が130万円の減額となっております。次に、予算書の24ページをご覧いただきたいと思います。3目南山城小学校管理費で525万9,000円の減額をしております。特定財源といたしまして未来づくり交付金が24万3,000円の減額となっております。空調整備工事設計委託が当初予算の計上誤りによりまして、213万9,000円皆減というこ

と、それとバスの運転業務委託料が126万2,000円の減となったものでございます。次に、資料の10ページをご覧いただきたいと思います。5目和東小学校教育振興費で140万6,000円の減額をしております。特定財源といたしまして未来づくり交付金が29万円減額となっております。特に特別支援等講師賃金等の賃金が73万4,000円の減となっております。特別支援等講師につきましては、府費の採択を受けたことにより、単費の減額をさせていただいたものでございます。次に予算書の26ページ、資料の10ページ、11ページをご覧いただきたいと思います。3項中学校費、1目笠置中学校管理費で238万7,000円の減額をしております。主なものといたしましては、空調設備の設計委託の入札差金でございます。特定財源といたしまして未来づくり交付金が200万7,000円の減額、それと地方債が30万円の減額になっております。次に予算書の28ページと資料の11ページ、12ページをご覧いただきたいと思います。3目笠置中学校教育振興費で177万円の減額となっております。主に、パソコン教室用備品購入費が入札差金によりまして、備品購入費が74万3,000円減となっております。特定財源といたしまして未来づくり交付金が142万5,000円の増額、地方債が380万円の減額となっております。次に、4目和東中学校教育振興費で226万8,000円の減額をしております。主に、扶助費、就学援助費が92万5,000円の減、PC教室用備品購入費が入札差金によりまして38万9,000円の減となっております。特定財源といたしまして未来づくり交付金が28万4,000円の減額となっております。次に、予算書の30ページ、資料の12ページから14ページをご覧いただきたいと思います。4項社会教育費、1目社会教育総務費、297万7,000円の減額となっております。特定財源といたしまして府補助金10万円の増額になっております。内容につきましては、資料の方でご確認をお願いいたします。次に予算書の32ページ、資料の16ページ、17ページをご覧いただきたいと思います。5項保健体育費、2目給食業務事業費で153万2,000円の減額となっております。特定財源といたしまして未来づくり交付金が15万円の減額となっております。和東給食センター運営諸経費で132万円の減となっております。以上、簡単ですが、議案の概要説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

◎議長（畑 武志）

これから質疑を行います。

4番、岡本正意義員。

◎4番（岡本 正意）

それでは、いくつかちょっとお願いしたいと思います。まず各小学校・中学校の振興費の中に就学援助の関係の、減額の関係が出ておりますけども、先ほど一般質問等でも出ておりましたけども、就学援助の若干、今、何%の世帯が援助を受けてるという話も出てましたけども、現在の管内の小・中のところでの就学援助の状況ですね。ちょっともう一度

説明いただけますでしょうか。

◎議長（畑 武志）

竹谷教育次長、答弁。

◎教育次長（竹谷 秀俊）

失礼いたします。就学援助費の現状につきまして、ちょっと説明させていただきます。平成 28 年度につきましては、管内小・中学校 240 名のうち 29 名、12%の受給率でございます。すみません。今のは小学生でございます。続きまして、中学生につきましては 151 名中の 26 名、17%になっております。単年度比較でございますが、小学校につきましては 10%が 12%と。中学校につきましては 18%が 17%という推移になっております。現状は以上でございます。

◎議長（畑 武志）

4 番、岡本正意議員。

◎4 番（岡本 正意）

先ほど来、いわゆる負担軽減という点でいえば就学援助制度を周知し、それを進めていきたいというふうに先ほどから繰り返し言われました。それはそれで大丈夫ですけども、その上で、やはり、その就学援助制度の周知については、一応毎年ですね。年度初めにいわゆる就学援助制度のついての文書を配っていただいているとは思いますが、私、さらに踏み込んでいわゆるその申請用紙ですね。それもやはりその全世帯にそれとあわせて、必要であればこれで申請してくださいということも私、やってはどうかと思うんです。実はもうやっておられるところもあるんです、全国的に見れば。それとかなり、やはり就学援助のその申請率が大変上がったとか、適用率も上がったということが報告されとります。やはり、そういうことも含めて就学援助制度を漏れなく周知し、また申請を、その必要な方が申請を漏れなくしていくという意味ではすごく大事だと思うんですけども。その辺はいかがでしょうか。

◎議長（畑 武志）

竹谷学校教育次長、答弁。

◎学校教育次長（竹谷 秀俊）

就学援助制度の周知につきましては、現在、小・中学生の保護者の皆さんには文書、4 月早々に文書を配布させていただいております。あわせまして、連合のホームページに掲載しまして、あと 5 月、または 6 月広報「れんけい」でも制度の紹介という形をとらせて



いただいております。こういった形での周知でもって、個別に相談いただいたり、申し込んでいただくという形をとっているのが現状でございます。申込用紙を個別に配布するというのは、現状行ってはいませんので、今後の参考として伺わせていただきたいと思います。以上でございます。

◎議長（畑 武志）

4番、岡本正意義員。

◎4番（岡本 正意）

それはぜひ、別にすぐできることですから、ぜひやっていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。次に、和東中学校の管理費に関して、一つ確認しておきたいんですけども、27年度におきまして、先日の和東町議会の質疑の中で、いわゆる和東中学校を災害時の避難所として指定したと報告がありました。それまでは指定されてなかったんですね、建物そのものは。グラウンドは避難場所としては指定されてましたけども、施設そのものはまだ指定されてませんでした。それはそれでいいんですけども、ただ、問題なのは和東町議会でも言ったんですけども、現場がそのことを知らなかったんです。和東中学校の教職員の皆さんは和東中学校が避難場所に指定されましたということをご存じなかったんです、最近まで。それはやはり連携がまずいんじゃないかというような話をしてたんですけども、教育委員会として、これは多分27年度中に防災協定の見直しがありまして、その文書ができてそこに明記されてるわけですけども、教育委員会としてはその辺は把握されていたと、和東中学校が施設も避難所として使うというふうに指定されましたということは把握されてたのか、それとも知らなかったのか、その辺はいかがですか。

◎議長（畑 武志）

竹谷教育次長、答弁。

◎教育次長（竹谷 秀俊）

お答えいたします。和東中学校の避難所につきましては、従来はグラウンドのみでございましたが、27年の5月に見直しが行われ、校舎も避難場所に指定されたということでございます。教育委員会の変更を把握いたしましたのは、6月になってからでございます。学校も同様に6月になってからと認識しております。以上でございます。

◎議長（畑 武志）

4番、岡本正意義員。

◎4番（岡本 正意）

教育現場も教育委員会も町が見直しされたときの分について、中学校がそんなんで知らなかったというのはやはり大変ゆゆしきことだと思うんです。いわゆるよく教育委員会と連合とか、京都府との連携云々と言われますけども、大事なことでその情報が共有されていないというのが大変はっきりしたと思うんです。そこはちょっと、大変ゆゆしきことだと思いますので、連合長にしても教育委員会としてもやはりそこは重く受けとめていただきたいなど。いつ災害が起こるかわかりませんからね。熊本だって、あのときに熊本で起こるとは誰も思ってなかったわけで、そういった点ではぜひ教訓にしていいただきたいと思います。あと一点だけ、教育総務費の中に土曜日を活用した教育のあり方の実践研究事業というのがあるんですけども、いわゆる土曜教育というのが行われてもう数年たってきたと思うんですけども、この辺ですね。今後どのようにまた、こう変わっていくあれはあるのか、日数の関係とかもそうですけども、先ほど来いわゆるクラブ活動の多忙化であるとか、いうことも先ほど問題にしておりましたけども、その辺でもちょっと矛盾するもんじやないのかと私は思うんですよね。特に先生方にとっては、今まで休みだったところを出勤しなくてはいけないわけですから、子どもにしてもそうですけどもね。多忙化に拍車をかけるようなことだという側面もあると思うんですけども、その辺ちょっと今後の方向性をお聞きしておきたいなど。あと、やはり数年たって各教育現場の方ではいろいろとしていただけてますけども、そこに保護者も参加したり子どもたちも参加したりしてるわけですから、こういう取り組みについて保護者であるとかの意見を反映して今の状況がどうなのかということ聞いてみるであるとか、そういった今後の、保護者も巻き込んだ中でのこの土曜教育のあり方について検討されてることがあるのかどうか、その辺ちょっとお聞きしておきたいと思います。

◎議長（畑 武志）

西本教育長。

◎教育長（西本 吉生）

土曜活用につきましては今、年間で5日間実施をしております。特に通常の授業とは違って、例えばそれぞれの学校がいわゆる特色ある教育活動を地域と一緒にあって、地域の人に入ってきてもらったり、あるいは子どもたちが地域に出かけたりということで、いわゆる双方向の関係と申しますか、いうことで教育効果というのはかなり大きいと思っております。そこで職員の方ですが、職員につきましては、このいわゆるその勤務の振り替えですね。これについては、通常、次の週とかいうのはなかなかいきませんので、夏休みにまとめて振り替えを取っておるということです。もちろん子どもの方については、いわゆる土曜活用ですから、いわゆる代休という形はとっておりません。中身の方ですけど、これにつきましては、年に1回か2回、学校関係者あるいは教育委員会も含めて来年度の方向性とかを協議しながら進めていっておるところです。当然学校の方からも、教務とか

教頭が入って、保護者の思いも含めてその協議会をやっておりますので、そこで保護者の思いなんかは入ってきておるのではないかなと思っております。これからも、改善すべきところも全くないというふうには思っておりませんので、協議しながらやっていけたらなと思っております。以上です。

◎議長（畑 武志）

質疑を終結いたします。これから、討論を行います。討論はありますか。

（ 討論なしの声 ）

◎議長（畑 武志）

討論なしと認めます。これで、討論を終結いたします。これより、採決いたします。承認第1号専決処分の承認を求めることについて「平成27年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号専決）」の件については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

◎議長（畑 武志）

挙手全員です。

したがって、承認第1号専決処分の承認を求めることについて「平成27年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号専決）」の件については、原案のとおり承認されました。日程第7、議案第4号「相楽東部広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正」の件を議題といたします。提案理由を求めます。広域連合長。

◎広域連合長（堀 忠雄）

議案第4号の提案理由を申し上げます。相楽東部広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、行政不服審査会委員会を新たに発足したことにより報酬を定めることとして今回、改正を提案させていただいた次第でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（畑 武志）

続いて、議案の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（山本 毅志）

それでは、議案の説明をさせていただきます。先ほどの提案理由にございましたけれども、今回の改正でございますが、相楽東部地域行政不服審査会の委員の報酬額を条例で定めるため一部改正を行おうとするものでございます。日額 6,000 円としております。金額の考え方につきましては、公文書公開請求に係る決定等に対する不服申立などについて審議を行う情報公開・個人情報保護審査会委員と委員資格、職務内容がほぼ同じであることから同委員の報酬額と同額として考えているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（畑 武志）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（ な し の 声 ）

◎議長（畑 武志）

質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

（ な し の 声 ）

◎議長（畑 武志）

討論をなしと認めます。討論を終結いたします。これより採決いたします。日程第 7、議案第 4 号「相楽東部広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正」の件については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

◎議長（畑 武志）

挙手全員です。したがって、議案第 4 号「相楽東部広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正」の件については、原案のとおり可決されました。日程第 8、議案第 5 号「平成 28 年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」の件についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。広域連合長。

◎広域連合長（堀 忠雄）

議案第 5 号の提案理由を申し上げます。歳入歳出予算の総額 8 億 2,825 万 9,000 円に、歳入歳出それぞれ 139 万 9,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 2,965 万 8,000 円とするものであります。今回の補正は、行政不服審査会に係ります経費と職員の人事異動等によります人件費、テールアルメ裁判提出資料作成委託料

と図書購入オンライン発注システム使用料が主なものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（畑 武志）

続いて、議案の説明を求めます。由本総務課長。

◎総務課長（由本 好史）

失礼をいたします。それでは、議案第5号「平成28年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）」について概要を説明させていただきます。予算書の1ページと資料の1ページをご覧いただきたいと思います。歳入歳出予算の総額8億2,825万9,000円に、歳入歳出それぞれ139万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,965万8,000円とするものでございます。予算書の13ページ、14ページ、資料の3ページをご覧いただきたいと思います。まず、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、465万円を減額いたしまして補正後の額を4,953万9,000円とするものでございます。先ほどございました行政不服審査会に係ります経費といたしまして、委員報酬を3万円、旅費を3,000円、役務費を5,000円計上いたしまして、職員手当等に係ります31万3,000円は事務局長分で、負担金、補助及び交付金につきましては総務課に派遣をされております職員の人事異動に伴う補正でございます。次に、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童館費、86万4,000円を減額いたしまして、補正後の額を1,091万円とするものでございます。前年度は管理職の方を派遣していただいておりますが、本年度は管理職でない方を派遣していただきましたので、時間外勤務手当が必要となったものでございます。次に、4款衛生費、1項環境費、1目環境総務費、260万6,000円を追加いたしまして、補正後の額を1,174万円とするものでございます。クリーンセンターの嘱託職員の人件費が見直されたことと、テールアルメ裁判提出資料作成委託料によるものでございます。次に、5款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、320万円を追加いたしまして、補正後の額を8,036万9,000円とするものでございます。教育委員会に派遣をされております職員の人事異動に伴うものと、その派遣職員の方が病気休暇のため、業務の効率的な運営を確保するために、臨時職員を雇用し、ハード事業の増加や、新教育長体制への移行に伴いまして、教育の諸課題を解決するため学校教育指導員を雇用されたものでございます。次に、予算書の15、16ページと資料の4ページをご覧いただきたいと思います。2項小学校費、1目笠置小学校管理費、33万8,000円を追加いたしまして、補正後の額を2,272万1,000円とするものでございます。複式講師の方の賃金と社会保険料、それと派遣職員の人件費、これにつきましては、笠置町からの報告に基づきまして補正をしたものでございます。次に、2目和東小学校管理費、4万8,000円を追加いたしまして、補正後の額を3,666万5,000円とするものでございます。和東町の臨時職員の賃金が改定されましてそれに伴いまして、和東小学校と和東中学校の用務員さんの賃金を統一させていただいた関係で補正をしてお

ります。次に、4目笠置小学校教育振興費、6万7,000円を追加いたしまして、補正後の額を319万7,000円とするものでございます。学校図書の購入先が変わりまして、注文方法が従前と変わるため発注システム使用料を要望するものでございます。なお、この図書発注システムにつきましては、各小中学校共通でございますので、おのおの要望させていただいております。それと、もうすぐ1年生体験入学推進事業につきましては、京都府補助金の確定に伴いまして要望しておるものでございます。特定財源といたしまして府補助金6,000円を充当しております。補助率は2分の1でございます。次に、5目和東小学校教育振興費、6万5,000円を追加いたしまして、補正後の額を805万円とするものでございます。和東小学校におきましても、図書購入オンライン発注システム使用料5万4,000円を補正し、もうすぐ1年生の体験入学推進事業1万1,000円の補正をしたものでございます。特定財源といたしまして府補助金5,000円を充当しております。次に、6目南山城小学校教育振興費、資料の5ページをご覧いただきたいと思いますが、6万5,000円を追加いたしまして、補正後の額を584万円とするものでございます。南山城小学校におきましても、図書購入オンライン発注システム使用料5万4,000円を補正し、もうすぐ1年生体験入学推進事業1万1,000円の補正をしたものでございます。特定財源といたしまして府補助金5,000円を充当しております。次に、3項中学校費、1目笠置中学校管理費、4万8,000円を追加いたしまして、補正後の額を6,206万3,000円とするものでございます。派遣職員人件費を報告に基づきまして、補正をしたものでございます。

次に、3目笠置中学校教育振興費と、4目の和東中学校教育振興費につきましては、それぞれ5万4,000円を追加いたしました。図書購入のオンライン発注システム使用料を補正したものでございます。次に、4項社会教育費、1目社会教育総務費、29万2,000円を追加いたしまして補正後の額を2,186万4,000円とするものでございます。資料の方は5ページをご覧いただきたいと思います。社会教育事業の和東町事業で、今までスクールバスや町所有のマイクロバスを利用いたしまして、アルバイト賃金等で対応しておりましたが、運転手の確保が困難となっておりますので、業者と委託契約を結びまして派遣をしていただくというものでございます。次に、2目社会教育施設費、30万2,000円を追加いたしまして、補正後の額を1,119万8,000円とするものでございます。図書の購入に当たりましては、これまで購入してきました図書の流通業者が事業の一部見直しをされたことによりまして、新たに購入先を選択する必要になりました。その結果、購入先が決まりましたので必要な経費を要望するものでございます。笠置町図書運営諸経費で20万3,000円を追加いたしまして、資料の6ページをご覧いただきますと、和東町体験交流センターの図書室の運営諸経費で7万7,000円の追加、南山城村図書室の運営諸経費で2万2,000円を追加したものでございます。次に、5項保健体育費、2目給食業務事業費、資料の6ページをご覧いただきたいと思います。22万6,000円を減額いたしまして、補正後の額7,650万5,000円とするものでございます。和東町派遣職員人件費を、和東町からの報告に基づきまして減額をしたものでございます。以上が、第1号補正の概要でございます。よろし

くお願い致します。

◎議長（畑 武志）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、岡本正意義員。

◎4番（岡本 正意）

今回の補正につきましては、いわゆる図書購入オンライン発注システム等が主になっておりますけども一点、委員会でも議論はありましたけども、補正予算のものが大きく占めておりますので、この辺の説明をお願いします。

◎議長（畑 武志）

中嶋生涯学習課長、答弁。

◎生涯学習課長（中嶋 孝浩）

失礼します。これまで、特に社会教育事業につきましては、図書室の図書の購入につきまして、大きく笠置町の図書室と和束町・南山城村の図書室では2つの購入先がございました。この2つの購入先の方で特に和束町・南城山村の購入先の図書の流通業者が販売量の減少に伴い事業の見直しを行って、この3月31日をもって利用させていただいたそのサービスは打ち切りとなりました。これは、これまで本を購入する際に本に装備装丁、こちらの方の指示した図書の仕様について、図書を整備した上で納品をいただいたものでございます。これができなくなりましたので、新たな購入先を検討するようになりました。どうしても、これまでと同じような仕様のサービスを受けるための業者というのは、流通業者そのものが昨今の流通業界の本の販売減少に伴って非常に厳しいものとなっております、大きく選択する先が大手の業者さん等が一番いいと判断しまして、今回いろいろ交渉してまいりました。その中で、基本的にはそういうサービスを提供するためには、その流通業者さんのオンライン発注システムを利用することが前提となっております、今回そういった中で使用料というものがどうしても発生してきます。その関係でその使用料を含めて本来、本を購入するわけですが、購入量の少ない町村にとりましては、使用料自体が非常に高負荷になるということもございます。そういったところもございまして教育委員会のほかの小学校・中学校、こういったところは実はそれぞれ、学校ごとに本の装備装丁の条件が変わっております。逆に言うと装備装丁をされてないまま本を購入されてたところの方が多かったということもございまして、いわゆる本を納入する際に保護フィルム、返却期限表、背ラベルといったような装備をしていただいて、きちっと本が管理できるような状態になった上で本を納品いただくというような形の条件に、教育委員会として全ての図書室の購入を一元化することによって、装備の共通化の検討を行いました。そういったことを踏まえて、購入費用が若干の割引、あと、オンラインシステムの利用の割引等が

実現をいたしまして、オンラインシステムを利用する際に必要な経費の一部軽減、それと、あと図書司書さん等の、図書のいわゆる管理の労力、まず1つは納品された本の装備装丁をされてなかったところにつきましては、そういった装備が実現できる。また、装備をご自身の方でされてた、学校の先生等でされてたところについてはそういった非常に手間のかかる作業が非常に安価な形で実現できると。また、あと、オンラインシステム導入することによって、本の在庫状況等がわかりますので、発注する際に納品等で事故本といたしまして、本が後で欠品になるといったようなことが事前に防げるといったことで、非常に選書の作業についてもオンライン上で確認がとれますので、そういった作業についても労力が軽減されるといったところで、非常に事務の軽減等につながるということで、そういった形の扱いで今回オンラインシステムの採用と本の購入等に係る業務のスケールメリットを生かしながら、今回業務を整理したところでございます。

◎議長（畑 武志）

4番、岡本議員。

◎4番（岡本 正意）

ちょっとわかったようなわからんような、この何て言うんですか。いろいろ多岐にわたり過ぎて、そんなに複雑なものなのかとちょっと思って。要は事務的にも節約になるし、一定割引もあるのでいろんな現場の負担も減るということで、今回入れたということかもしれないけども。それで、基本的には事務的な部分での話ですけども、やはりそういった学校図書であるとか、また、各町村の図書室ところでの業務といったものをどう充実させていくかということ、ちょうど1年前に一般質問でさせてもらったんですけども、やはり学校図書にしても各町村の図書室にしても、司書さんの体制強化がないと、いろいろその事務的なその軽減をしたりとか、いろんなそういうことがそろったとしても十分な充実にはつながらないと思うんです。その辺、学校図書、今は循環で回っていただけてますけども、その辺の循環の頻度の充実であるとか、さらには今後の常設、常置に向けての方向性を検討いただいているかどうか。それから和東町の体験交流センター図書室だけで言わせていただきますけども、和東町で唯一のと言っていいほどの文化施設の中での司書さんですけども、やはりずっと1人体制ですね。いろんな図書活動を充実させようと思えば、複数配置していかないとなかなか難しいと思うんです。その辺の今後の方向性について、ちょっと答弁いただけますか。

◎議長（畑 武志）

中嶋生涯学習課長。

◎生涯学習課長（中嶋 孝浩）



図書室の充実ですが、連合としましては、子ども読書活動推進計画をこの4月に策定をしまして、今後5年間の図書活動についてのいわゆる充実、そういった支援活動について計画をしております。岡本議員さんがおっしゃいましたように現実、各図書室は非常に手薄な状況で、なかなか十分な体制で業務を進められてる状況ではございません。そういったところも含めまして、人材の確保、それと、図書活動にかかわる子ども読書の活動計画に書いてありますそういった読書の推進という部分でボランティアの方々と協力しながら読書活動の推進を進めていきたいと考えております。実際には人件費等そういったところで充実を、予算的に財政と協議をして検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

◎議長（畑 武志）

4番、岡本正意義員。

◎4番（岡本 正意）

これは学校図書もそうですし、各町村図書室も充実させていこうと思えばやはり、先ほどボランティアさんの助けということもありますけども、そういった方の活動を支援する上でも専門的な方を増員していくということがとても大事だと思いますので、そこはぜひ検討いただきたいと、改めて要望しておきたいと思っております。そしてもう一点、今回テールアルメの裁判提出資料作成委託料ということで出ております。先日、委員会でも裁判の経過について説明をいただいて、一定の理解をさせていただいたわけですが、さらにちょっと理解を深める上で、一点ちょっと確認だけしておきたいことがあるんです。それは先日の委員会でもちょっと言いましたけども、もう一度確認だけしておきたいんです。いわゆる、これはいろんな事情があつて変状してると。それで土台が大変危険な状況になっているということで争われてる裁判だと思うんです。その関係でかなり前に、変状するから危ないということで土砂を、廃土にされましたよね、廃土にした先がいわゆる購入した土地のところへ置いたということでなりました。それで置いてどけへのやったら買うてくれということになって2億6,000万円かかって買いました。という経過があると思うんです。いわゆる税金を使って、各町村に負担いただいて使いようのない土地を買われたというのが経過としてございます。そこで連合長にお聞きしておきたいんですけど、ちょっとここだけ確認しておきたいんですけど、当時あそこの周辺の土地というね、買われたところに、ところというのは地権者さんは買ってほしいと思われていました。だけど行政としては不要、使いようがないし、必要がないので買う気はありませんと言っておられました。ということは、そこにそういうものを置けばその後どうなるかなんてことは十分想定できたと思うんです。どけられへのやったら、じゃあ、購入してくださいと言われるのは当たり前だと思うんです。それでもあえてそういう大量の土砂をその他人の土地というか、そのもめてた土地に対して置かれたというのは、なぜそういうことをされたのかな

と思うんですよ。そこをちょっと、今のことを考える上でも、そこはやはりちゃんと確認しておきたいなと思ってたんです。わざわざ、言ったら、その後必要ない土地を買わなければならない状況を何かつくったように私は思うんですよ。言ったらもめてたわけでしょう。そういうところにわざわざそういうものを置いたといってもね。別にそこへぽこっと置いたわけですよ。もう、処理しようもないような形で置いてるんですよ。その辺は何でそういう判断をされてわざわざそういうふうにくら緊急廃土が必要だったというのはあるけども、そういうところに置かれたのか、その後それはちゃんとまた元に戻すという計画はあったのか、そういう約束をされてたのか。その辺ちょっと、当時のこともよく知っておられる連合長に説明いただきたいと思います。

◎議長（畑 武志）

堀広域連合長、答弁。

◎広域連合長（堀 忠雄）

岡本議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。まず一点、その質問の内容で土地を、買う必要でないものを買う必要に至ったからというところが、少し適正な内容ではありません。必要でないところは買っておりません。あの土地は3つに分けることができます。いわゆる施設の周辺、構築物の入っている必要などを見ていただいたらわかりますが、今、図面は持っておりませんが。そういったところを買わなきゃならんと。ほんなら買って、やっぱり施設を建てるものが買ってなかったというのが上部です。それと周囲に下部に流れていくところについては、あの擁壁の下は買っておりません。それと、今言われたもう一つは、緊急廃土をしていかなきゃならんとところがあったと。この3つがあるということで、1つに全部を買わなきゃならんとか、緊急廃土というのは適切でない。こういうことでありますので、最初にお断りをさせていただきました。この建設当時を思い出しますと、この建設に当たっては非常に周囲の住民の皆さん方、皆さんもご案内のとおり訴訟もしながら進めてまいりました。そういうことで、この建っている下島地域内、いわゆる下島区というのですが、区はその当時から了解されておりません。そういう中で、ごみを捨てるそのパッカー車というんですね。運ぶ車ですね。これを通るのも通していただけない。事務職員すら通れない。こういう約束のもとであの道を、あの施設をつくったと。これは事実、皆さんもご案内。だから、パッカー車はどこを通ってるかと申しますと撰原地内を通っているわけです。職員も撰原地内を通って勤務すると。こういう条件のもとであれば建っているんです。そういう中で、進めてきた中で、あの工事も当時は工事の途中でございますが、後で工事のことについても地域内とは話がついて進めているわけでありませぬので、大きな車は出入りができません。その当時、ヘリコプターという話はあったんでしょうけども、そういう中でいわゆるああいう状態が起こったわけです。いわゆるそのままほっとくと大変なことになると、重量があります。だから、言葉どおり

緊急に廃土をしなきゃならなかった。緊急に廃土をしると。その持ち出しが不可能だと、そうならばその地域周辺に置かなきゃならない。当時の話としては緊急に廃土をして置かせてくださいねということで捨てさせて、置かせてあげるといふ、向こうの思いはそれはその方が有利と思ったのか、それは別としてうちは緊急に置かなきゃならんという状態が生じました、そうやって置きました。そうやって、その当時の約束どおり置いたからどけてくださいねと、当然そういうことを言われます。問題としては、そのときにはっきりとされてない。事実にあった話をつけておられたら問題とならなかったんですが、ただどけますよみたいな話で来ておれば、あとを引き継いでくれば、落ちつけばそれをどけなきゃならないと、どげなきゃならんときの積算見積もりは用地を買う以上にかかるという状態を見ました。そのとき私どもは訴訟をしておりましたもんですから、訴訟を受けておったんですね。必要だった。渡したら必要でないということ全体から原因を、大きくお金が要るものですから、やはり裁判の中で争っていかないと、はい、わかりましたという中じゃないです。そのときに向こうから和解の提案をいただきました。和解の提案は、今申されましたように、そういったら買う方がいいのかどけんのか、これは私ら、行政を執行してる者にとっては大きな問題ですので。当時も、皆さんもご案内のとおり各議会、全協、それぞれ町村の議会の全協でもって説明をさせていただきました。そうやって弁護士等も来ていただいて、直接説明していただきました。笠置・和東・南山城を分けて、笠置と南山城は一括でまとめられたかわかりませんが、それぞれの議会で説明をさせていただきました。そうやって、これはやむを得ないという範囲の中で、そうやって決めたのが今の方法であります。それが購入に至った経緯であります。だから、先ほどの中でポイントで言うならば、必要でなかったところを向こうは思ってたか、それは思ってたか思っていないかは別として置かざるを得なかった。そういう状況で、廃土とはっきりと話がつけておるといふところがもう少し、今からすればつけておいて、きちっとして廃土をすべきだったと思いますが、また、その当時はきちっとしてのけるということで、話をつけてた、いわれたらこれは買わざるを得ないわけですけども、いいか悪いかは別として、そういう状況からして緊急な考えで対応したと。こういうことでありますので、ご理解の方よろしくお願いたします。以上です。

◎議長（畑 武志）

4番、岡本議員。

◎4番（岡本 正意）

大変に初耳な話ですね。いわゆる買う必要のない土地は買ってないと言われたけども。3つある、何かそういうものがありましたと言われたけども、そんな話は当時全然聞いてないですよ。そんな説明も一度もされてなかったし、大変、今初めて言われたことじゃないかなと思うし。

◎議長（畑 武志）

岡本議員。

◎4番（岡本 正意）

もう終わりますから。

◎議長（畑 武志）

岡本議員。

◎4番（岡本 正意）

それですね。

◎議長（畑 武志）

岡本議員。

◎4番（岡本 正意）

それですね。

◎議長（畑 武志）

岡本議員。

◎4番（岡本 正意）

何でしょうか。

◎議長（畑 武志）

補正に従ってやってください。

◎4番（岡本 正意）

補正に従ってやっています。

◎議長（畑 武志）

やってません。テールアルメです。

◎4番（岡本 正意）

テールアルメです。だから。

◎議長（畑 武志）

違います。

◎4番（岡本 正意）

変状の問題でしょ。

◎議長（畑 武志）

違います。

◎広域連合長（堀 忠雄）

今初めて。

◎4番（岡本 正意）

だから、それはちゃんと、じゃあいいです。もう、だから、結構ですから。

◎議長（畑 武志）

堀連合長。

◎4番（岡本 正意）

もう結構ですって。

◎広域連合長（堀 忠雄）

岡本議員がおっしゃったように、初耳だと言われた。その初耳で今の質問が成り立ってくるわけですね。これが、初耳というところはちょっと控えてもらわないと。これ、このとき、全員の、和束町でした。当時、東部じんかい処理組合の機関紙でもって全住民にその内容をお知らせしてますから、その内容をご覧ください。それから、今の話をしてください。もし、それが初耳と言われるのやったら、取り消してください。それだけ一つお願いします。

◎議長（畑 武志）

中身が違いますね。4番、岡本議員。

◎4番（岡本 正意）

いや、テールアルメの問題でしょう。要は変状して、そのテールアルメが膨らんでそのことで裁判してるわけでしょ。関連ではないですか。関連してないことで質疑できないじ

やないですか。そんなことは、全く関係なかったらしませんよ。

◎議長（畑 武志）

やってください。もう時間はありません。

◎4番（岡本 正意）

もうやりませんが。時間は別にあるんじゃないですか。

◎議長（畑 武志）

切りますよ。質疑を終わりますよ。

◎4番（岡本 正意）

いや、別に先ほど町長がね。当時やはり必要のない、あの土地で必要な土地があるのかで、そんな必要があるとは言ってなかったですよ。そんなことは。先ほど言われたようにね。わざわざそういう、買ってほしいというところに、言ったらきちっとしたことをしてないということでしょう。要はさっき言われたように。きちっとしたそこに置いて、じゃあ、そうします。後でどっかに移しますということも何もせずにされたということをおっしゃいましたよね。先ほど。きちっとしてればよかったと言われたけどもね。そういう意味でも大変問題のあるね。税金を使ってね、多額のまさに必要のない使いようのない土地が使われた。私、当時反対しましたがね。それについて。ほかにもたくさんそういう意見がありましたよね。それは大変、当時そういうお話もされてないことを今されたことは事実ですから、取り消す必要はないと思いますし、そういうずさんなことで、大金が動いたということは事実だろうと思います、先ほど言いましたよね。ちゃんとすればよかったと、してないということですから、それによってそういうお金を払ったわけですから、そういう経過としてはよくわかりました。以上です。

◎議長（畑 武志）

堀広域連合長。

◎広域連合長（堀 忠雄）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。ちゃんとできとればそんな訴訟は起こしません。ちゃんとできてたらこんな訴訟は起こしませんし、今度は起こりません。それともう一つは今の質問がちゃんとそのときに、ちゃんとそれこそちゃんとですけども、住民の、3町村の全住民にお知らせでもってお知らせしてます。私は3つの内容のいうたこと内容を全て、単価も全て、これは特集で厚い厚い紙面でもって報告してますので。それをまず、ご覧ください。それともう一つ、私は反対しました。機関決定でしていますから、

反対に一人が挙げたかて、これは進んでいきます。これは機関決定でやっていますのでね。岡本さん一人の意見で動くわけではありません。機関で動かしていますのでね。その点のご理解、ひとつよろしく申し上げます。以上です。

◎議長（畑 武志）

質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ な し の 声 ）

◎議長（畑 武志）

討論をなしと認めます。討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第5号「平成28年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）」の件については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

◎議長（畑 武志）

挙手全員です。したがって、議案第5号「平成28年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）」の件については原案のとおり可決されました。日程第9、「同意第3号、相楽東部広域連合監査委員の選任につき同意を求める」件についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、廣尾正男議員の退場を求めます。

（ 廣 尾 正 男 議 員 退 場 ）

◎議長（畑 武志）

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

◎広域連合長（堀 忠雄）

同意第3号の提案理由を申し上げます。現在、議員のうちから選任する監査委員が欠員となっておりますので選任をするものでございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（畑 武志）

議案の説明を求めます。由本総務課長。

◎総務課長（由本 好史）

それでは、同意第3号についてご説明を申し上げます。朗読をもって説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

同意第3号

相楽東部広域連合監査委員の選任について

相楽東部広域連合監査委員に下記の者を選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成28年7月7日提出

相楽東部広域連合

広域連合長 堀 忠雄

記

氏名 廣尾正男（昭和18年3月1日生まれ）

住所 京都府相楽郡南山城村大字南大河原小字半在22番地

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

◎議長（畑 武志）

質疑、討論を省略し、これから「同意第3号、相楽東部広域連合監査委員の選任につき同意を求める」件を採決いたします。この採決は挙手によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

◎議長（畑 武志）

挙手全員です。したがって、「同意第3号、相楽東部広域連合監査委員の選任につき同意を求める」件は同意することに決定いたしました。廣尾正男議員の入場を求めます。

（ 廣 尾 正 男 議 員 入 場 ）

◎議長（畑 武志）

廣尾正男議員の相楽東部広域連合監査委員の選任につき、同意することに決定をいたしましたのでご通知申し上げます。日程第10、「委員会の閉会中の継続審査及び調査について」を議題といたします。各委員長から、会議規則第76条の規定によりお手元に配付の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議はありませんか。



[異議なしの声あり]

◎議長（畑 武志）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。広域連合長あいさつ。

◎広域連合長（堀 忠雄）

本日は、定例会を開会したところ、皆さん方に大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、本当にありがとうございました。そして、私どもの提案させていただいた全議案、同意案件を含めて原案どおりご承認をいただきました。本当にありがとうございます。重ねてお礼を申し上げます。この中で、いろいろと議論をいただきました。そういったものを真摯に受けとめながら今後の連合の運営に当たって生かしてまいりたい、このように思っているところであります。どうか議員におかれましても、今後一層ご指導なりご協力、また、ご鞭撻賜りますことを切にお願いいたしまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。どうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。

◎議長（畑 武志）

以上で本定例会に付託されました事件は全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。平成28年第2回相楽東部広域連合議会定例会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでした。